

選挙人名簿に登録されている市町の選挙管理委員会に対して、裏面の請求等をされる場合には、この紙を切り離してご活用ください。

Let's vote!

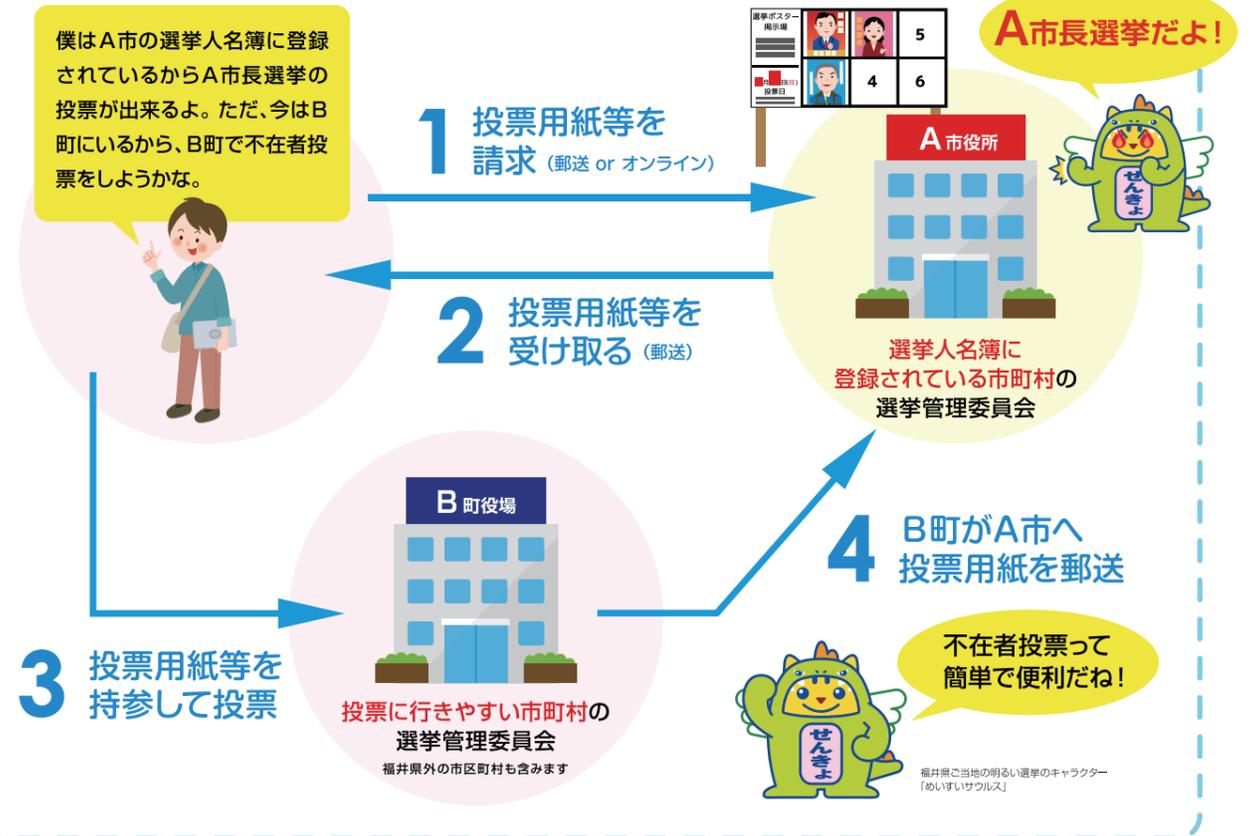


不在者投票を 利用しよう!

進学・就職・旅行先など
行きやすい市町村でも投票ができます!

- 18歳になると住民票がある市町村で選挙人名簿に登録されます。
- 進学や就職で引っ越したら、住民票を移しましょう。
- 不在者投票を使えば、引っ越し先など行きやすい全国の市町村で投票ができます!

不在者投票の方法



『不在者投票をしたい!』『不在者投票についてもっと知りたい!』とお考えの方は、裏面の市町の選挙管理委員会にお問い合わせください。

◎上記以外の不在者投票をいくつか簡単に紹介します。

不在者投票の種類	対象となる方
指定病院等における投票	都道府県選管が指定する病院・老人ホーム等の入院者や入所者
郵便等による投票	身体障害者、戦傷病者または要介護者
洋上投票(国政選挙のみ)	指定船舶に乗船して、日本国外の区域を航海しようとする船員

引越したら住民票を移しましょう! 住民票は選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

福井県内の選挙管理委員会一覧

	郵便番号	所在地	電話番号
福井市 選挙管理委員会	910-8511	福井市大手三丁目 10-1	(0776) 20-5545
敦賀市 選挙管理委員会	914-8501	敦賀市中央町二丁目 1-1	(0770) 22-8101
小浜市 選挙管理委員会	917-8585	小浜市大手町 6-3	(0770) 53-1111
大野市 選挙管理委員会	912-8666	大野市天神町 1-1	(0779) 64-4801
勝山市 選挙管理委員会	911-8501	勝山市元町一丁目 1-1	(0779) 88-1116
鯖江市 選挙管理委員会	916-8666	鯖江市西山町 13-1	(0778) 53-2251 (選挙時のみ) (0778) 53-2200
あわら市 選挙管理委員会	919-0692	あわら市市姫三丁目 1-1	(0776) 73-8004
越前市 選挙管理委員会	915-8530	越前市府中一丁目 13-7	(0778) 22-3013
坂井市 選挙管理委員会	919-0592	坂井市坂井町下新庄 1-1	(0776) 50-3015
永平寺町 選挙管理委員会	910-1192	吉田郡永平寺町松岡春日一丁目 4	(0776) 61-3941
池田町 選挙管理委員会	910-2512	今立郡池田町稻荷 35-4	(0778) 44-8003
南越前町 選挙管理委員会	919-0292	南条郡南越前町東大道 29-1	(0778) 47-8000
越前町 選挙管理委員会	916-0192	丹生郡越前町西田中 13-5-1	(0778) 34-8700
美浜町 選挙管理委員会	919-1192	三方郡美浜町郷市 25-25	(0770) 32-6700
高浜町 選挙管理委員会	919-2292	大飯郡高浜町宮崎 86-23-2	(0770) 72-7700
おおい町 選挙管理委員会	919-2111	大飯郡おおい町本郷 136-1-1	(0770) 77-4050
若狭町 選挙管理委員会	919-1393	三方上中郡若狭町中央 1-1	(0770) 45-9109
(参考) 福井県 選挙管理委員会	910-8580	福井市大手 3 丁目 17-1	(0776) 20-0357

実際に投票用紙を請求するには…

「不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書」に必須事項を記入のうえ、選挙人名簿に登録されている各市町選挙管理委員会まで郵送ください。

- 「不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書」は、告示(公示)日前でも郵送できます。書類のやり取りを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めの郵送をお願いします。
- 不在者投票は、告示(公示)日の翌日から投票日の前日まで行うことができます。また、市町によっては、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで請求できる場合があります。詳しくは各市町選挙管理委員会までお問い合わせください。

不在者投票の投票用紙等の請求書兼宣誓書

私は、_____年____月____日執行の

<input type="checkbox"/> 衆議院議員選挙	<input type="checkbox"/> 参議院議員選挙
<input type="checkbox"/> 都道府県知事選挙	<input type="checkbox"/> 都道府県議会議員選挙
<input type="checkbox"/> 市区町村長選挙	<input type="checkbox"/> 市区町村議会議員選挙
<input type="checkbox"/> その他 ()	

の当日、下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓い、不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

なお、都道府県の議会の議員又は長の選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第3項の規定により当該選挙の選挙権を有する場合は、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第50条第5項の規定により、引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請します。

_____選挙管理委員会委員長 殿

_____年____月____日

フリガナ		電話	
氏名			
生年月日		年	月 日
選挙人名簿に記載されている住所	〒		
滞在地の住所(投票用紙等の送付先)	〒		

(※ 次の1又は2に○を付して下さい。)

1	他の市区町村で不在者投票を行う。(市町村名: _____)
2	指定病院等で不在者投票を行う。(施設名: _____)

(事務処理欄)

(切り取り線)